

一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器)処理業許可証

住所 弘前市大字小沢字広野179番地
氏名 A I A環境科学有限会社
代表取締役 畠山 久 様

令和8年2月13日付けで申請のあった一般廃棄物処理業を許可する。ただし、次の条件等を守らなければならない。

令和8年3月16日

平川市長 工藤 貴弘

1 取扱業務 一般廃棄物(ごみ・特定家庭用機器)の収集運搬

2 有効期間 令和 8年4月 1日から
令和10年3月31日まで

3 取扱区域 平川市(旧平賀・旧碓ヶ関)の行政区域

4 条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、施行規則、平川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び条例施行規則を厳守すること。

(2) 平川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び条例施行規則の規定による各届出、報告事項を厳守すること。

(3) 平川市関係条例等を厳守すること。

(4) 市長が環境保全上その他の必要と認める指示、通知事項等を厳守すること。

※ 住民からの収集の依頼には速やかに対応し、混乱を招かないように対処すること。また、言動、態度には十分気をつけて住民から苦情の出ないよう住民サービスに心がけること。

※ 搬入の際は係員の指示に従い、また、搬入量、収集区域を明確に報告すること。

※ 収集運搬車両は、常に洗車及び整備し、清潔かつ衛生的に保つこと。